

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

(1) 事業等の名称

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に係る親子の交流支援事業（事業の概要は別紙1のとおり。）

(2) 事業等の実施予定時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日（ただし、令和8年度予算の成立を条件とする。）

(3) 業務履行に必要となる技術又は設備等（※詳細は公募説明会において説明する。説明会に出席できない場合には、下記3.（4）に示す担当者に事前に連絡の上、説明を受けること。）

ア ハーグ条約、同条約実施法及び日本の家族法制度を正確に把握し、かつ、国内における親子の交流支援の実績（外国人に対する支援の実績があることが望ましい。）を相当数有し、親子の交流支援について専門的な知見を備えていること。

イ 業務に必要な外国語能力を備えていること。

ウ 外国語や国際電話を用いた親子の交流支援を行うことができる体制（当事者等との連絡に利用する電子メールアドレス、国際電話回線、ビデオ会議システムを含めたインターネット接続環境の設置等）を整えていること。

エ 親子の交流支援（事前相談、支援内容の決定、親子の交流の実施等）を適切に行うことができる人材が複数人確保されていること。

オ 日本国に事務所を有し、外務省との緊密な連絡を確保する体制を整えていること。

カ 組織及びその要員の中立公平性が確保されていること。

キ 申請者又は被申請者（申請に係る子と同居している者）の住所等の個人情報（氏名に変更がある場合は変更後の氏名も含む。）について、他方当事者に開示することの可否をあらかじめ確認するとともに、申請者又は被申請者が開示を望まない場合は、当該情報を厳重に管理し適切に対応する能力及び体制を整えていること。

ク 必要な情報セキュリティが確保されており、不特定多数の者への個人情報の流出が生じない体制を整えていること。

ケ 本件業務において知ることとなった秘密に属する事項につき、契約以前、契約期間中、契約終了後のいかんを問わず、これを公表若しくは第三者に漏洩しない又は他の目的に使用しない体制を整えていること。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」のいずれかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。

- (4) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 下記3. の公募説明会に参加する又は参加できない場合は個別に説明を受けること。

3. 公募説明会

- (1) 開催日時：令和8年2月6日（金）午後2時
- (2) 開催方法：オンライン（Microsoft Teams を使用予定）
- (3) 説明事項：業務の概要等に関する事項
- (4) 説明会参加申込み：本説明会に参加を希望する者は、上記（1）の開催日の前日午後5時までに、原則メールにより次の担当者宛に申込み頂きたい。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省領事局ハーグ条約室 担当：田中
電話代：03-3580-3311（内線）3930
メール：manami.tanaka-2@mofa.go.jp

4. 応募申込み

- (1) 応募申込書提出期限：令和8年2月27日（金）午後5時
- (2) 提出場所：上記3.（4）と同じ。
- (3) 提出すべき書類等
 - ア 応募申込書（別紙2の様式を使用すること。）
 - イ 令和7・8・9年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書（写）
 - ウ 業務実施体制（様式自由。機関の概要及び上記1.（3）「業務履行に必要となる技術又は設備等」のアからケの項目すべてについて説明したもの。）
 - エ 外務省の委託業務を受けた場合の支援のプロセス（様式自由。申立て受付から支援終了までのプロセスを記載したもの。）
 - オ 本件事業実施に伴う作業（要員の管理を含む。）及び外務省との連絡について責任を負う担当者1人の連絡先（氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス）

以上公告する。

令和8年1月19日

外務省領事局ハーグ条約室長 江端 康行

**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
(ハーグ条約)に係る親子の交流支援事業**

令和8年1月19日
外務省領事局ハーグ条約室

1 事業の概要

(1) 事業の概要

この事業は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）に基づき、我が国のハーグ条約中央当局に対して子に関する援助申請を行った者が当該子との交流（以下「親子の交流」という。）を実現するため、親子の交流支援業務を行うことができる外部団体（以下「親子交流支援団体」という。）を複数選定し、当事者（援助申請を行った者及び申請に係る子を監護している者の双方）の希望に基づいて、そのうちの一の親子交流支援団体に、一事案ごとに、その業務を委託するものである。

(2) 事業の背景

ア 平成26年4月1日に、我が国において、ハーグ条約が発効し、ハーグ条約実施法に基づく運用が開始された。また、ハーグ条約実施法の規定により、我が国のハーグ条約の中央当局は外務大臣と指定され、領事局ハーグ条約室がその事務を担うこととなった。

イ ハーグ条約は、「一の締約国の法令に基づく接触の権利が、他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること」を目的の一つとしており、中央当局（我が国においては外務大臣）の義務として、「接触の権利の行使に対するあらゆる障害を可能な限り除去するための措置をとることなどを規定している。

ウ 親子の交流については、全国で行われ得るものであることから、可能な限り多くの適正な親子交流支援団体が、この事業を行えるようにしておく必要がある。そのため、外務省において、ハーグ条約事案を取り扱うことができる委託先（候補者）を様々な地域に複数確保し、当事者に対し必要に応じてこれらの親子交流支援団体を紹介する仕組みをつくることで、これまでハーグ条約に係る親子の交流支援事業を実施しているところである。

エ ハーグ条約事案は、遠隔地に居住する当事者間での話し合いとなること、少なくとも一方当事者は外国籍であることが多く、日本語のほかに、外国語での各種調整（通訳者による対応を含む。）を要することから、本業務を実施する親子交流支援団体は外国語での親子の交流支援の経験を有することが望ましい。

2 事業の実施（契約）期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 受理面接及び親子の交流支援計画書の提出

- ア 外務省から一事案ごとに業務の委託を受けた親子交流支援団体（以下「委託団体」という。）は、当事者からの支援申込みを受けて、両当事者と受理面接（対面に加え、電話、ビデオ電話による方法も可とする。）を実施し、親子の交流に関する当事者間の合意内容の確認、支援の内容・方法、経費の負担等についての説明を行うこと。
- イ 委託団体は、裁判外紛争解決手続（ADR）、家庭裁判所における調停・審判手続、その他の手続により合意又は決定した内容に基づいて行われる親子の交流を支援する場合は、その合意書、調停条項、審判書等の書面について、あらかじめ当事者に提供を求めること。
- ウ 委託団体は、当事者からの支援の申込み事案について、親子の交流支援計画書、各回の見積書を作成し、外務省へ提出すること。
- エ 委託団体は、親子の交流支援計画書の内容を変更することとなった場合には、その旨を外務省へ報告すること。

(2) 親子の交流の実施

- ア この事業による親子の交流は、当事者と子が直接対面して行う交流又は当事者と子がインターネット等を利用して行う交流を指すこととする。
- イ (ア) 直接対面による交流の場合、委託団体は、親子の交流支援計画書に基づいて、交流の実施の当日に、子を引き取って交流を行う親に引き渡し、また、親子の交流の場に付き添うとともに、交流時間中は必要な助言を行う等の支援を行うこと。
- (イ) 委託団体は、子の受け渡しや付き添いの際に、各当事者に課された遵守事項等がある場合はこれを確認し、守られていないときは、各当事者に対して注意を行う又は親子の交流を中止すること。
- ウ インターネット等を利用した交流の場合、その実施に必要な支援を行うこと。
- エ 委託団体は、当事者同士が連絡を取り合うことが困難な場合には、当事者に代わって双方と連絡をとり、日時、場所などの調整を行うこと。その際、必要な助言をすること。
- オ 委託団体は、当事者間で合意した内容の親子の交流を円滑に行うため、受理面接のほかに、各回の交流の実施後、フォローアップのための面談（対面に加え、電話、ビデオ電話による方法も可とする。）を行うことができるものとする。
- カ 委託団体は、受理面接、親子の交流又はフォローアップ面談に通訳人を立ち会わせる場合は、通訳人の手配を行うこと。親子の交流に通訳人を立ち会わせる場合において、通訳人に対しハーグ条約事案における親子の交流の意義や留意点の説明を行うこと。

(3) 親子の交流の実施回数

- ア この事業による対面での親子の交流の実施回数は、一事案につき、最大4回とする。

イ インターネット等を利用した親子の交流を行う場合の実施回数については、一事案につき、上記アの回数とは別に、最大4回とする。

なお、対面の交流1回を、インターネット等を利用した交流1回に振り替えることができる。この場合、インターネット等を利用した交流は、上記アの回数を合わせて、最大8回まで実施できる。

ウ この事業において、親子の交流の実施回数の数え方は、準備段階での当事者との連絡調整から交流の実施日（その後にフォローアップ面談を要する案件の場合にはその日）までの一連の期間をもって1回とする。ただし、子が複数人いる場合において、各々の子に個別の対応を要するときは、外務省と協議の上、実施回数を数える際に、個別に対応した子1人につき、事案1件として数えることができるものとする。

エ 上記ア及びイの回数を超える場合には、委託団体は、その費用を当事者が支払うことを前提として、親子の交流支援を継続することができるものとする。

(4) 報告書等の提出

ア 委託団体は、受理面接又は親子の交流の各実施回の終了後、実施報告書（受理面接及び親子の交流の実施の有無、実施日時、場所、参加者等の記載を含む。）を作成し、外務省へ提出すること。

イ 委託団体は、外務省の求めに応じて、実施した業務の内容に関し、必要な報告をすること。

ウ 委託団体は、この業務が終了した場合には、その旨実施報告書に記載して外務省に報告すること。

4 親子の交流支援の対象者

この事業により親子の交流支援を受けることのできる対象者は、ハーグ条約実施法に基づく外国返還援助申請又は日本国交流援助申請を外務大臣に対して行い、外務大臣により援助決定を受けた当事者とする。

5 外務省が負担する費用

(1) この事業（業務）により、外務省が負担することができる費用の項目は、次のとおりとし、外務省は、このうち、委託団体による適切な支出であると認める部分についてのみ支出するものとする。

ア 受理面接費用

イ 実施計画表作成費用

ウ 通信費用

エ 連絡調整費用

オ 親子の交流支援実施費用（報告書等作成費用を含む。）

カ フォローアップ面談費用

キ 事務費用

ク 通訳費用（受理面接及びフォローアップ面談における通訳費用を含む。）

ケ 委託団体の職員及び通訳人の旅行費用

(2) 委託団体は、上記（1）の費用の支払いの請求を行うときは、請求書に必要な資料（領収書の写し等）を添えて、各回終了後に外務省へ提出すること。なお、受理面接については、第1回終了前に、受理面接のみの請求書を提出することができる。

(3) なお、上記（1）に掲げる項目以外の項目（例えば、①この事業の実施に伴う入園・入館料や飲食費、②当事者の通信費用や旅行費用等）については、外務省が負担することができる費用の対象とはならないので、当事者への説明等に際しては、十分に留意すること。

6 契約手続関係の手順

(1) 外務省は、この事業の公募によって複数選定する親子交流支援団体のリスト（親子交流支援団体リスト）を作成し、外務省ホームページに、この事業の概要とともに掲載する。親子交流支援団体リストには、親子交流支援団体の名称と連絡先を記載し、この事業の概要には、支援の内容、利用方法、費用負担等を含むものとする。

(2) 家庭裁判所、裁判外紛争解決手続（ADR）機関、その他の機関の手続又は手段により親子の交流を実施することについての合意をした当事者（外務大臣による援助決定を受けた事案に係る当事者に限る。）は、親子交流支援団体リストの中から利用を希望する親子交流支援団体を選び、当該親子交流支援団体の支援申込書を、外務省へ提出する。なお、両当事者が利用を希望する親子交流支援団体が一致しない場合は、同一の親子交流支援団体の希望となるまで、外務省が、その調整を行うものとする。

(3) 外務省は、当該親子交流支援団体に対して案件番号を伝え、以後両当事者から各自連絡がある旨を伝える。両当事者は、当該親子交流支援団体に連絡をして案件番号を伝え、親子の交流支援の利用を申し込む。

(4) 当該親子交流支援団体は、速やかに、親子の交流支援の実施に必要な経費についての見積書を作成し、関連資料とともに、外務省へ提出する。

(5) 外務省は、外務省内の会計手続を経た後、業務の委託について、当該親子交流支援団体に連絡をする。当該親子交流支援団体（委託団体）は、外務省の指示に従って、業務を開始すること。

(6) 委託団体は、業務の終了後、最終報告書等を外務省へ提出し、その確認をするための検査を受けた後、外務省に対し、支払いの請求を行う。なお、業務の一部の終了後、受理面接又は親子の交流の実施報告書を外務省へ提出し、その確認をするための検査を受けた後、外務省に対し、その一部の業務について、支払いの請求を行うことができるものとする。

7 留意事項その他

(1) 実施中の親子の交流支援業務について、当事者の事情によって、委託団体がその業務の全てを完了することができなかった場合（中断の場合を含む。）には、その完了しなかった

部分を除いた部分の業務の完了をもって、この業務の全てを完了したものとする。ただし、その経費の支払いについては、業務が完了した部分（外務省が完了したと認める部分に限る。）に係るものについてのみ、行うものとする。

(2) 実施中の親子の交流支援業務について、委託団体のみの事情によって、委託団体がその業務の全てを完了することができなかった場合（中止の場合を含む。）は、当該契約の一部又は全部を解除し、所定の処分を行うこととする。この場合において、当事者が、別の親子交流支援団体による親子の交流支援を希望するときは、規定の回数に満たない残りの回数分の業務を、当初の委託団体とは別の親子交流支援団体に委託することができる。

(了)

令和8年 月 日

(提出日を記入してください)

応募申込書

外務省領事局ハーグ条約室長 殿

住 所

団体(社)名

印

代表者氏名

印

(団体(社)印及び代表者印を捺印してください)

当団体(社)は、外務省が実施する「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)に係る親子の交流支援事業」の委託先となることを希望します。